

外国証券情報

プルデンシャル・ファイナンシャル

米ドル建劣後社債 5.7% 2048 年 9 月 15 日満期

(利払繰延条項付)

1 発行者情報

- (1) 発行者の名称： プルデンシャル・ファイナンシャル (Prudential Financial, Inc.)
- (2) 発行者の所在地： 751 Broad Street, Newark, New Jersey, 07102, USA
- (3) 発行者の概要（発行者設立の準拠法並びに設立の目的、設立の根拠、法的地位及び設立年その他の事項）
- 準拠法： ニュージャージー州法
- 法的地位： 株式会社
- 設立年： 1875 年
- (4) 決算期： 12 月
- (5) 事業の内容： 生命保険授業、投資運用、退職・年金関連サービス
- (6) 経理の概要

(百万ドル)

	2024 年	2023 年
総資産額	735,587	721,212
負債額	705,461	691,336
株主資本額	27,872	27,820
売上高	70,405	53,979
純利益	2,272	2,488

詳細については下記 HP 参照(英語)

[pru-20241231](#)

[Prudential Financial, Inc. - Investor Relations](#)

- (7) 保証を行っている親会社に関する事項： なし

2 証券情報

(1) 有価証券の名称

プルデンシャル・ファイナンシャル 米ドル建劣後債 5.7% 2048年9月15日満期
(利払繰延条項付)

(2) 発行地及び上場・非上場の区分

発行地： グローバル市場

上場市場： フランクフルト証券取引所等

(3) 発行日

2018年9月18日

(4) 発行額

10億米ドル(2025年5月末現在)

(5) 利率及び利払金の決定方法

① 2028年9月14日まで

固定利率： 年率5.7%(発行通貨ベース、税引前、30/360)

② 2028年9月15日以降

変動利率： 3カ月米国国債利回り+2.665%(同上、1セント未満四捨五入)

(注) 極端に財務状況が悪化した場合等、利払繰延条項に従い、発行者の任意または強制的に利払金が支払われないことがあります。一旦、支払われなかった利払金は、次回以降に合算して支払われます。

(6) 利払日

① 2028年9月14日まで

年2回(毎年3月15日及び9月15日 休業日に当たる場合は翌営業日)

② 2028年9月15日以降

年4回(毎年3月15日、6月15日、9月15日および12月15日(休業日に当たる場合は翌営業日))

(7) 償還期限

2048年9月15日

(8) 償還金額及び償還金の決定方法

期限前償還または買入消却されずに満期償還を迎えた場合、額面金額で償還される。

2028年9月15日以降、いつでも本債券の全部または一部を、発行者の任意で償還させることができる。

(9) 課税上の理由、格付け変更および資本規制の変更の発生による償還

格付け機関の格付基準の変更により格付評価が引き下げられた場合には、発行者の選択によりいつでも本債券の全部(一部償還は不可)を、券面額102%の価額で、償還確定日(ただし、償還確定日を除く。)までの経過利息および未払利息、ならびに追加金額を支払い期限前償還することができる。

また、税制変更（当局の確認・承認が必要な場合にはそれを条件とする）または米国の資本規制の変更（本債券発行後に公布された法律・規制に関する公式な行政判断・司法判断・行政措置またはその他の公式見解を含む）があった場合には、発行者の選択によりいつでも本債券の全部（一部償還は不可）を、券面額 100%の価額で、償還確定日（ただし、償還確定日を除く。）までの経過利息および未払利息、ならびに追加金額を支払い期限前償還することができる。

(10) 受託会社又は預託機関

受託会社： Bank of New York Mellon

(11) 担保又は保証に関する事項

特になし

(12) 他の債務との弁済順位の関係

本劣後債券は、一般の債務に劣後する無担保社債である。

(13) 発行、支払及び償還に係る準拠法

ニューヨーク州法

3 「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」第十五条第一項各号に掲げる場合への該当の有無

該当ありません。

劣後社債の投資に関する主なリスクについて

※ 為替変動リスク

本劣後債券の円で換算した場合の元利金支払額は、外国為替相場の変動によりその影響を受けます。これにより、円換算した償還価格または売却価格が投資元本を割り込むことがあります。

※ 価格変動リスク

本劣後債券の途中売却価格は、金利動向の影響を受けて上下します。これにより期中の時価が投資元本を大きく割り込むことがあり、償還前に売却する場合には損失を生じることがあります。

※ 信用リスク

本劣後債券には発行者の信用状況の変化によるリスクがあります。信用状況の変化は発行者の経営・財務状況の変化によって、あるいは、これに対する外部評価の変化によって生じます。これにより、利払い、額面の償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがあります。なお、本債券の（付与されている場合の）証券格付または発行体格付が投機的格付（投資不適格債券）である場合（格付の見直しに伴い該当した場合を含む。）、投資適格債券と比較して信用リスクが高いといえます

※ 流動性リスク

本劣後債券については、流通市場の状況によっては売却希望時に直ちに売却換金すること困難な場合があります。万一途中売却される場合、発行者の信用力や市場環境などによって売却価格が投資元本を下回ることがあります。

※ カントリーリスク

発行体の属する国の国情の変化（政治、経済、取引規制等）により、投資元本割れや途中売却が出来なくなるおそれがあります。

※ 利率変動リスク

本劣後債券の利率は、当初一定の期間については固定利率となっていますが、それ以降は変動利率の適用期間となり、利率が市場金利の水準に連動して変動します。

※ 利払繰延条項に関するリスク

本劣後債券は、あらかじめ固定利率および変動利率が示されていますが、それら利率の通りに支払われることが保証されているものではなく、発行者の業績をはじめとした財務・経営・信用状況等の変化等によっては、利払繰延条項に従い、発行者の任意で利金が支払われないことがあります。

※ 元利金の支払いおよび中途換金に関するリスク

発行体、支払代理人、預託機関、販売会社等に何らかの事由が生じることにより、元利金支払の遅延、もしくは債券の途中売却に支障が生じる場合がございます。

※ 発行者による繰上償還リスク

本劣後債券は、発行者が、あらかじめ決められたコールの権利行使可能日において、発行者の任意で償還させる権利を有しています。また、税制が変更された場合など所定の償還事由が発生した場合には、発行者の任意で償還させる権利を有しています。繰上償還価格は、償還事由により、額面価格 100%、もしくは 102%となりますので、償還価格を上回る価格で買付している場合、償還金額（外貨ベース）が投資元本（同）を割り込む可能性があります

お取引にあたってのご注意事項について

- ◎ 外国債券を募集・売出などにより、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。
- ◎ 既発債のうち、利付債のお取引にあたっては、経過利息の受け払いが発生する場合があります。
- ◎ 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の適用はありません。従ってクーリング・オフの対象になりません。
- ◎ お取引される有価証券が外国企業の発行する有価証券の場合、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される銘柄（英文開示銘柄）に該当する可能性があります。
英文開示銘柄の一覧は、以下の日本証券業協会のウェブサイトにてご確認ください。

<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>

Jトラストグローバル証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第35号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【本資料のご利用にあたってのご留意事項】

- (1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (2) 国内の金融商品取引所への上場が行われず、かつ国内において公募・売出しが行われていない外国証券については、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われていません。
- (3) 本資料は信頼できると考えられる資料等に基づき作成しておりますが、当該資料等に記載された内容の正確性・完全性について保証するものではありません。
- (4) 当該外国証券への投資にはリスクがあり投資元本が保証されるものではありません。投資の最終決定にあたっては、契約締結前交付書面をよくご確認の上、ご自身の責任で判断をお願いします。